

広島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県条例第十二号

### 広島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

広島県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成二十年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

#### （処分の特例）

2 当分の間、法の範囲内において、知事が特に必要と認めるときは、第一条及び第六条の規定にかかわらず、基金の一部を取り崩し、当該取り崩した額に相当する金額を広域連合に対して交付することができる。

#### 附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。